

空き家再生促進事業補助金交付のご案内

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の**3分の2（最大30万円）**を助成します。

※空き家とは、おおむね1年以上継続して使用しない状態におかれた建築後30年以上の建築物のことです。

※尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域は裏面をご参照ください。

補助金交付申請については次のとおりです。

○補助対象者

以下の要件にいずれにも該当する方

- ①空き家の所有者、又は空き家を賃借した方
- ②この補助金に係る改修に関して、国・県・市の制度による他の補助を受けていない方
- ③補助金の交付を受けた日から2年以上定住する意思のある方
- ④市税等の滞納その他市に対する債務の不履行がない方

○補助対象事業

- ①台所、浴室、便所、洗面所等の改修
- ②内装、屋根、外壁等の改修

○注意事項

- ・ 共同住宅の一室が空き部屋になっているような場合で他の部屋には人が居住しており、当該建築物として使用状態にあるものは空き家に該当しません。
- ・ 補助対象事業の施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事業所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限ります。
- ・ 補助金交付申請は改修工事を行う前に必要です。詳しい手続等はお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223（直通）

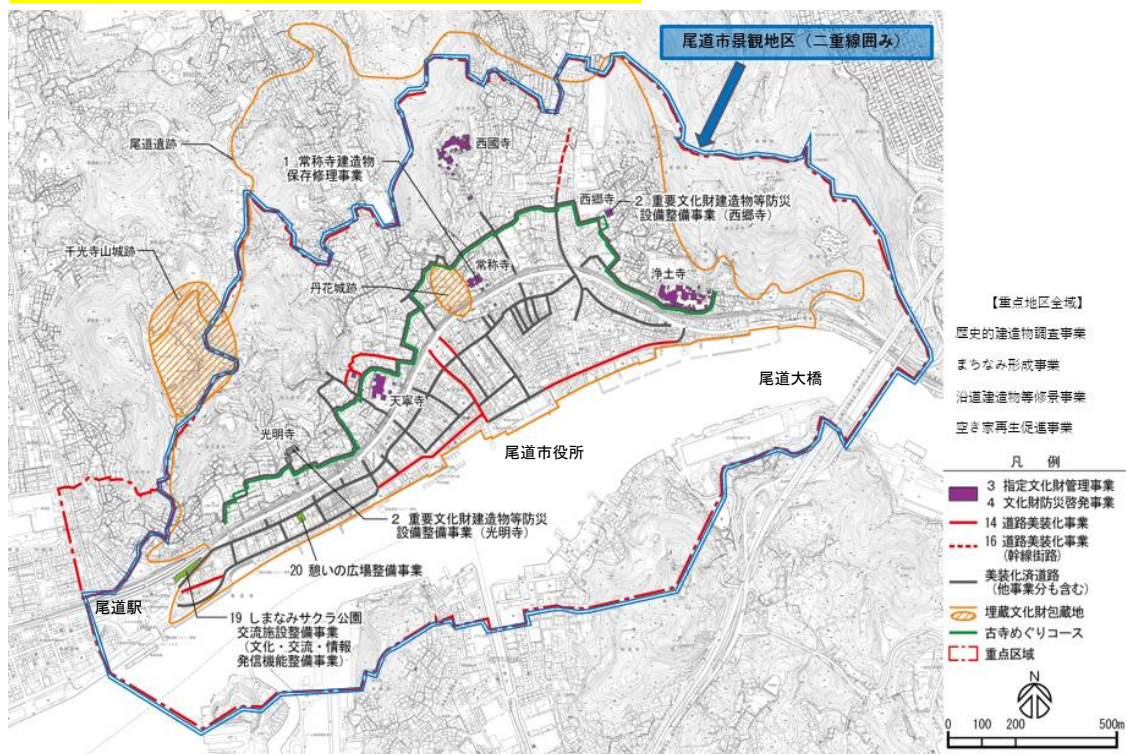
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1010.html>

重点区域（補助金事業対象区域）

※「- - -（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【 尾道・向島歴史的風致地区 約 207ha 】



【 瀬戸田歴史的風致地区 約 137ha 】

